



NPO法人災害救助犬ネットワーク
DISASTER RESCUE DOG NETWORK

認定審査制度

2021年7月1日

沿革:

- 2007.09.15 設立総会后、出席者全員討議
- 2007.10.26 理事会、家族会員に出陳権
- 2009.04.04 理事会、登録料について補足
- 2012.07.07 理事会、取り消し条項、制度公開
- 2014.10.02 理事会、出陳資格、認定期間
- 2014.10.10 家族会員追加記載
- 2015.11.15 認定種別、開催種別
- 2021.7.1 認定種別、認定期間

災害時出動、行方不明者捜索のために組織している NPO 法人災害救助犬ネットワークとして、認定審査会は犬の認定だけを目的とするものではない。実働、行方不明者捜索に資する能力を重視するものである。

また、認定犬となって完結するものではなく、さらに実動に向けた訓練、とくに指導手は実践能力向上に努めること、必要装備などを整えることなど、認定後からは新たな課題として取り組むことが求められ、いつでも社会の要請に応えるための準備、努力は会員、並びに組織として怠らず継続して行っていかなければならない。

以上の目的達成を合理的、客観的に行うために認定審査制度を定めるものである。

1. (認定制度の目的)

人命救助のために必要な作業の錬度、指導手の適性等を客観的な認定基準に照らし、厳正且つ客観的な審査を通して期待できる作業が可能な災害救助犬と指導手を輩出すると同時に、災害救助犬の社会的な認知の向上のために広報で活動できる犬と指導手を区別した形で認定を行い、社会に誤った認識を与えないために自己規律をもって認定審査会を開催することを目的とする。

2. (認定の種類)

- ① 広報犬 - 防災訓練、イベント広報などに従事する能力を有すると認められた災害救助犬と指導手。
- ② 捜索犬 - 災害にかかわらず行方不明者捜索に従事する能力を有すると認定した災害救助犬と指導手。

3. (適正試験)

認定審査会に出陳するためには、適性試験に合格しなければならない。

別途に定める適性試験規定に基づき、出陳申し込みがあれば随時、指定訓練士が担当して審査を行う。

担当試験官、日時、場所は認定審査部で調整して開催する。指定訓練士、規定、費用は別途定める

この適性試験の受験には会員資格は問わない。

4. (認定審査会)

認定審査会は次の2種として広報、捜索審査を開催し、それぞれに合格して目的の活動できる認定となる。審査規定は別途定める。

- ① 認定審査会(広報)-年2回以内の広報犬審査会を開催する。
- ② 認定審査会(捜索)-年2回以内の捜索作業の審査会を開催する。



NPO法人災害救助犬ネットワーク
DISASTER RESCUE DOG NETWORK

5. (出陳資格)

次の条件を満たせば認定審査会への出陳に会員資格は問わない。

1. 18歳以上の健全な方。
2. 審査に関わっていないこと。
3. その他、当会の定款、規則等に反していないこと。
4. 認定審査会(広報)-適正試験に合格していること。
5. 認定審査会(捜索)-適正試験に合格していること。

6. (認定手続き)

NPO法人災害救助犬ネットワーク主催の各認定審査会において、認定審査部及び認定委員会で策定される審査規定に基づき、合格した犬、並びに指導手を災害救助犬ペアとして合格証を交付する。その後、正会員、並びに家族会員に限り、登録を行い認定証、及びライセンスカードの交付をもって公式な認定犬とする。

ただし、合格証には認定犬として活動することを認めたものでないことを付記する。

会員においても認定登録を希望しない場合はこの限りではない。

会員でない人が認定を希望した場合、また所有者と指導手が異なる場合は双方とも会員である必要があり、認定証発行までの1ヶ月間に入会、登録手続きを行うものとする。

広報犬も同様とする。

7. (活動範囲)

公式、対外活動への参加は会員であること、捜索犬、又は広報犬であることを前提とする。

- ① 広報犬は出動以外とし、防災訓練、広報デモにおいてのみ活動できる。
- ② 捜索犬は出動、防災訓練、広報活動等すべての活動ができる。
ただし、認定審査部、訓練育成部、出動部等において活動範囲の制限を設けることもある。

8. (審査規定)

審査規定は適正、服従、捜索等は、ともに別途定め、少なくとも3ヶ月前に策定し公表する。

9. (審査評価)

審査評価は今後の訓練指針ために、各審査後に出陳者に講評する。

ただし、合否はすべての審査終了後とする。

10. (認定期間)

広報、捜索の認定審査会で認定された日からそれぞれ2年間とし、期限は認定証に記載する。

- ① 広報犬—認定された日から2年間とする。
- ② 捜索犬—認定された日から2年間とする。
- ③ 認定審査会の開催時期が特定されていないので、空白を生じさせないために1ヶ月程度の猶予をもって有効期限を定め記載する。

11. (認定犬、並びに指導手の責務)

- ① 当会の活動に積極的に参加し、災害救助犬の社会的認知の向上に努めなければならない。
- ② 日常的な犬の能力向上だけに偏らず、それに応じた指導手の能力、意識向上に努力するとともに、毎年1回以上の訓練会に参加をし能力維持に努めなければならない。
- ③ 認定期間中に活動ができなくなるような犬の譲渡などを行ってはならない。

12. (認定諸費用)

- ① 認定審査会で認定、及び認定 R を受けようとする場合は、別途定める出陳料、及び登録料を申込み時に支払う。ただし、会員でない場合は出陳料のみとし、登録希望の場合は入会手続きと同時に登録手続きに必要な費用を支払う。
- ③ 捜索審査に限り有効期間内に出陳し認定されなかった場合は前認定を有効とする。
- ④ 認定されなかった場合の登録料は、2年間有効で前受金として扱い、次の認定までは必要としない。



NPO法人災害救助犬ネットワーク
DISASTER RESCUE DOG NETWORK

13. (認定資格喪失)

認定の期間内において認定資格喪失となるのは次の通りとする。

- ①所有者、又は指導手が退会した場合
- ②傷病、死亡の場合

ただし、傷病の場合はその程度により理事会で判断する。

- ③譲渡により、活動に参加することが不可能な場合。

14. (認定資格取り消し)

認定の期間内において認定取り消し対象となるのは次の通りとする。

- ①1年以上訓練会に参加しなかった場合
- ②認定審査部が不適格とした場合
- ③理事会で会員(指導手)が不適格とした場合

上記何れかに該当した場合は、理事会において当該者の弁明を確認したうえで、決定して通知する。

15. (欠格期間)

認定取り消しとなった場合は、その決定に際し欠格期間も同時に決定し通知する。

欠格期間は認定審査部、理事会の判断による。

16. (認定返上)

所有者、及び指導手から、認定返上の申し出があった場合は理事会で協議のうえ、その可否を決定する。

17. (経過措置)

この制度の定着までの期間は次のように取り扱う。

- ① 認定 R 合格ペアは広報犬とする。
- ② 認定犬合格のペアは捜索犬とする。
- ③ とともに有効期間も継続する。

18.(施行日)

この制度は、2021年7月1日より施行する。

以上